

船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱

船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱</p> <p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第5条 運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。</p> <p>(1) センターの設置等に関すること</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更</p> <p>ハ センターの業務の委託先法人による予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に係る事業の実施</p> <p>ニ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等</p> <p>ホ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 次に掲げるセンターの職員配置基準に関すること</p> <p>イ 常勤換算方法を適用すること</p> <p>ロ 介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号。)第140条の6第1号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することを適用すること(効果的な包括的支援事業等の実施のための各センターの役割分担やICTの活用を含めた情報共有・相互支援等の手法等を含む。)</p> <p>(3) センターが総合相談支援事業の一部</p>	<p>○船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱</p> <p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第5条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更</p> <p>ハ センターの業務を委託された法人による予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に係る事業の実施</p> <p>ニ センターが予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所</p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ センターの運営方針に係る事項(新設)</p> <p>(新設)</p>

委託を行うことに関すること

(4) センターの行う業務に係る方針に関すること

(5) センターの運営に関すること

イ センターの運営に関し、毎年度、次に掲げる書類の提出を受けること

(イ) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(ロ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ハ) 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果

(ニ) その他運営協議会が必要と認める書類

ロ センターの運営に関し、市長が定める地域包括支援センターに係る評価の方針及び基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価すること

(削除)

(6) センターの職員の確保に関すること

(7) 指定居宅介護支援事業者による予防

(新設)

(2) センターの運営に関し、毎年度ごとに、次に掲げる書類の提出を受けること。

イ 当該年度の事業計画書及び収支予算書

ロ 前年度の事業報告書及び収支決算書

ハ その他運営協議会が必要と認める書類

(3) センターの運営に関し、定期的に又は必要な時期に、次に掲げる事業内容を評価すること。

イ センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか

ロ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか

ハ センターの業務を委託された法人による予防給付及び総合事業に係る事業が委託された法人の業務に支障のない範囲で実施されているか

ニ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(4) センターの職員の確保に関すること。

(5) 居宅介護支援事業者による予防給付

<p>給付に係る事業の実施に関すること <u>(8)</u> その他地域包括ケアに関すること 第6条 ～ 第8条 (略) 附 則 (略) <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>に係る事業の実施に関すること。 <u>(6)</u> その他地域包括ケアに関すること。 第6条 ～ 第8条 (略) 附 則 (略)</p>
---	--